

審査申出のあらまし（令和3年度用）

1. 固定資産税

土地、家屋、償却資産（事業用資産）の3種類があり、毎年1月1日現在の所有者にかかる税です。

2. 審査申出の対象

(1) 固定資産税の納税者は、評価替えや修正で登録された価格（評価額）に不服がある場合に、文書で審査申出書を固定資産評価審査委員会（以下「審査委員会」といいます。）に提出することができます。

審査委員会は、固定資産税の評価額に対する不服を審査するために、市議会で選任の同意を得た委員で構成される第三者機関として設けられています。

(2) 土地、家屋の評価替えは3年毎の基準年度に行われ、令和3年度が基準年度であることからすべて見直され、課税された物件は審査の対象となります。

なお、決定された価格は、翌年度と翌々年度の2年度は据置かれます。

(3) 審査委員会への審査申出は、登録価格（評価額）に限定されています。

(4) 税金のことや台帳登録事項（価格以外のもの）について不服がある場合は、市長に対して審査請求をすることができます。

詳しいことは宇治市役所・資産税課（TEL 0774—20-8719（直通））へお問い合わせください。

3. 審査申出書の作成と提出時期

(1) 審査申出ができるのは納税者です。なお、審査申出にあたっては、宇治市役所・資産税課において、評価の根拠等について、あらかじめ十分な説明を受けていただくようお願いします。

(2) 「固定資産評価審査申出書」は市役所8階にある固定資産評価審査委員会事務局に備えているほか、ホームページにも掲載していますので、不服の内容や必要事項を記入してください。

記入の方法は別紙（記載方法）を参考にしてください。

(3) 審査申出のできる期間は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示がされた日（令和3年4月1日）から納税通知書を受けられた日後3箇月以内までです。

年度途中で評価額が修正された場合は、その通知を受けた日の翌日から3箇月以内が審査申出期間となります。

審査申出をされた場合であっても、固定資産税は期限内に納付してください。

4. 審査の方法

(1) 原則書面審理

審査申出人の審査申出書、評価庁である市長からの弁明書、弁明書に対して審査申出人が提出した反論書をもとに、不服の内容について、原則的に書面審理を行います。

(2) 口頭による意見陳述（希望する場合）

審査申出人は、審査申出書、反論書などの書面では十分記述しきれなかった点を補完す

るため、審査委員会に対し、希望すれば口頭で不服を主張できます。

(3) 審査申出人による評価庁への評価資料の照会

審査申出人は申出書を提出後、評価資料を宇治市へ書面で照会することができます。

資料の公開など一定の要件がありますので、詳細は宇治市役所・資産税課

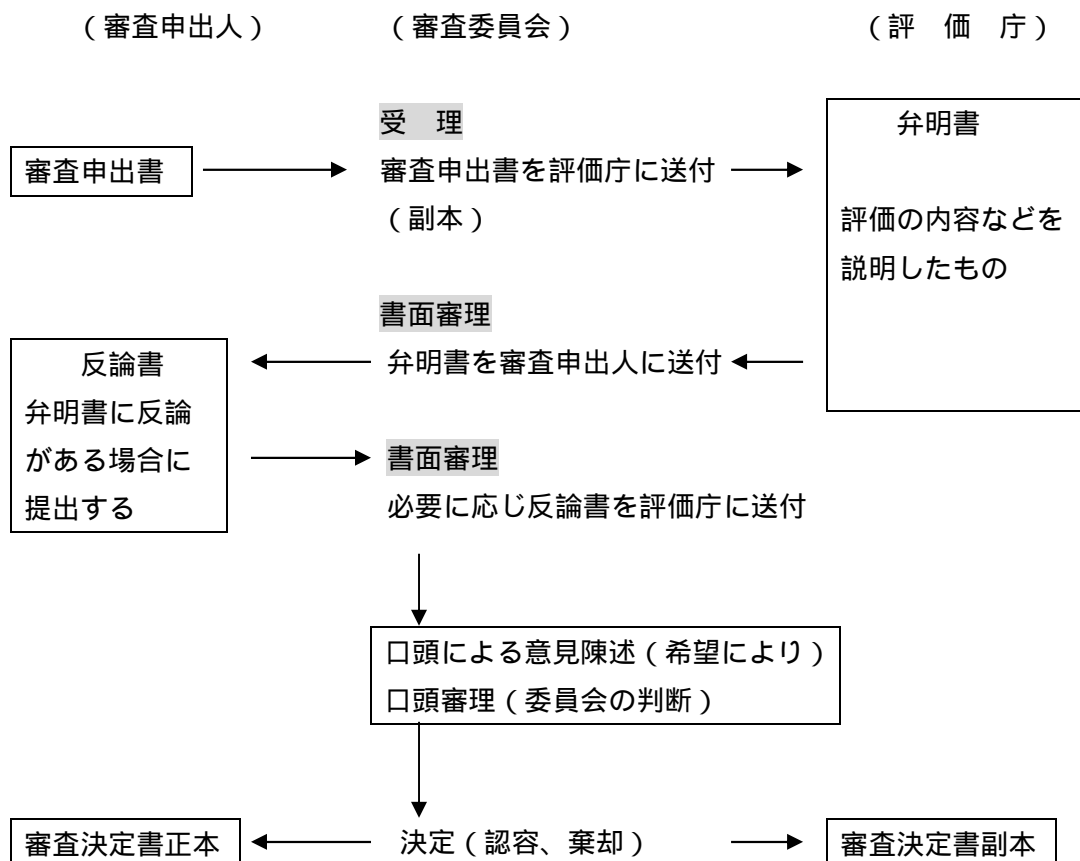
(TEL 20 - 8719 (直通)) へお問い合わせください。

5. 審査の実施

審査申出書が提出されると、不服の審査の前に、まず、必要な書類があるかどうか、期限内に提出されたものであるかなど、適法な形式を備えているかどうかを審査します。

審査申出書に不備があった場合は、審査委員会から補正通知を送りますので、その内容に従って補正をしていただきます。審査申出期間後に提出された審査申出書や、補正通知をお送りしても補正されなかったものは、不適法であるため、却下されることがあります。

審査申出の受理から決定までの流れは、おおむね次のとおりです。



審査決定に不服がある場合は、審査決定書の送付を受けた日から6箇月以内に審査決定の取消を求めて、訴訟を提起することができます。

宇治市固定資産評価審査委員会事務局
(宇治市役所8階) TEL 22 - 3141 内線 2140